

公的研究である厚生労働科学研究を実施するうえで、研究者及びその所属機関は、その公正性、信頼性を確保するため、「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針」（以下「指針」という）に則り、各研究課題を実施する上で利害関係が想定される企業との関わり（利益相反）について適正に対応することが求められています。

厚生労働科学研究における利益相反については機関管理が原則とされており、医学部では、研究者の皆様へ申請課題ごとに利益相反自己申告書をご提出いただき、利益相反マネジメント委員会において内容を確認のうえ、原則として交付申請時まで、必要に応じ、マネジメントのアドバイスを行っています。

一方 指針では、各研究代表者の責務として、研究分担者に対し指針の遵守を求めるべきことが定められています。特に学外の分担者に対しては、機関管理の原則に従い、各所属機関において適切に利益相反マネジメントを受けていただくよう注意を喚起する必要があります。

つきましては、利益相反マネジメント委員会で作成した以下の文案をご活用いただき、eメール等による各代表者から学外の分担者への速やかな注意喚起をお願い致します。

---

Subject：厚生労働科学研究における COI の管理について（依頼）

研究分担者各位

時下、益々ご清栄のことと存じます。

平成 23 年度厚生労働科学研究費補助金の採択を受け厚生労働科学研究を実施する研究者の所属機関には、「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針」に従い、当該研究の実施において利害関係が想定される企業等と研究者との関わり（利益相反、以下 COI）について適切に管理を行うことが求められています。研究分担者各位には、貴所属機関の COI 委員会に対し適切な情報開示を行い、その指導・管理の内容に従い、公正性、信頼性確保を旨として本研究を遂行していただけますようお願いいたします。

なお、貴所属機関に COI 委員会が設置されていない場合は、その旨研究代表者までお知らせください。

【参考 URL】 <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/>

- ・厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針
- ・「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針」についての Q & A

---

以上

本件問い合わせ先

慶應義塾大学医学部利益相反マネジメント委員会

担当：豊福、光永

メール：med-riekisohan@adst.keio.ac.jp

H P：https://kif2.keio.jp/med/researchers/riekisohan/index.html